

一、小哨長の命令受領に際し知るべき件
〔下士以上の教育〕

1、敵情。

2、我騎兵の位置。

3、警戒すべき地区若くは方向、道路等、比隣小哨、
立下士哨、前哨中隊の豫定位置。

4、左の所在。

前哨中隊長、前哨司令官。

5、問號、答號を聞き知ること。(要塞)

6、部隊は遮蔽して火を燃し得るや、又掩蔽下に入り得

るや。

7、小哨には報告の爲め、或は斥候の爲め騎兵若干を屬
せらるゝや。

8、食事を準備調理する爲め、前哨中隊に兵を殘留すべ
きや、患者をも殘置すべきや。

9、設定せる小哨の位置を指定する爲め、並に爾後命令
傳達の爲め、或は糧食運搬の兵卒を誘導すべき道路
を知らしむる爲め、前哨中隊より有級者(上等兵)を
伴ふべきや。

10、前哨抵抗線。

(以上の多くは前哨中隊命令に於て知らしめらるべしと雖も、若し告げられざる場合は、進んで聞かざるべからず)

二。携帶品

時計、两眼鏡、地圖、報告用具(報告紙、方眼紙、封筒、色鉛筆、硬軟鉛筆、ゴム等)、マツチ、提灯、携帶電燈、其他日用必需品、呼笛、藥、小刀、製圖用具。

三。検査

- 1、部下の武裝完全なりや。
- 2、疾病者、負傷者の勤務に服し得るや。

- 3、武器、彈藥、糧食は如何。
 - 4、前哨中隊長と時計を合はすこと。
- 部下にも此合はせし時間を示す。

四。中隊の位置を出發する際の處置

- 1、圖上に於て研究し、概略の配備を決定す。
- 2、歩哨掛となるべきものを集め、圖上に於て任務及び大體の方針を指示す。
- 3、飯盒を中隊の位置に置き、又水筒に湯茶を詰めしむ。(若し此際未だ湯茶の準備なきときは、之をも中隊の位置に置かしむ)

4、上等兵に二三名の兵卒(可成患者)を附し、食事に關することを擔任せしむ。

5、小哨の抗拒し得ざる如き大なる敵襲の際の記號を約束す。晝間は手旗、夜間は燈火の火光を利用す。

6、命令を下す。

五。任地に至るまでの處置

1、掩護斥候の派遣

此斥候は停止となすか、或は行動となすかは時に依れども、小哨が任地に至る間及び歩哨配布間敵方を監視し、我を警戒せしむ。但し前方に前哨騎

兵あるときは、之を要せざることを多し。

2、自らは傳令二乃至三名を率ゐ、驅歩にて概定の位置に至り、且つ短時間内に哨地を偵察す。

但し此時間の餘裕なきときは、圖上概定の位置へ直に歩哨を就かしむるか、或は自ら概定の歩哨を率ゐ、必要なる部分より之を配布するか其時の情況に依る。

3、古參下士に命じ、部隊を指定の地點に引率せしむ。但し情況に依り小哨長は隊と同行せざるを得ざることあり。

- 4、途中退却路の偵察をなすこと。
- 5、途中記號を取り次ぐべき位置を撰定し置くこと。
- 6、要すれば誤りを來す如き地點には道標を挿へ置くこと。

六。小哨配備の爲めの研究

- 1、此部隊は晝間の勞役に次て此夜間の勞役に服すること、及び翌日更に新なる勞役に服するものなることを顧慮して無用の兵を使用せざることを。
- 2、歩哨の數。地圖に依りて大略を決すべし。然れども顧慮すべきは哨兵を成るべく少くして、而して警戒

- を完全ならしむることを以て上乘手段となすこと。
- 3、斥候の數。敵情を搜索すべき地域の形狀、廣狹、地物の狀態、風向、明暗の度等に依り、一方よりは勞働を無益にせず、他方よりは極めて勞働を要求するものなり。
- 斥候をして常に歩哨線前に在らしむる爲め、一斥候歸還せざる内に、他の斥候を出すこと。
- 4、歩哨斥候に充つるものは能く人選すること。
- 5、展望哨及潜伏斥候は、多くの場合に於て甚だ有利なること。

七。歩哨配布の爲めの命令

1、小哨の位置に於て歩哨班を分ち、下士哨長及歩哨掛たるべきものを誘導して、成るべく歩哨線を見得る地點に至り、各哨の取るべき道路、其の到るべき地點又は潜行すべき地物等を指示す。(餘裕あるときの場合)

2、命令を下す。(例)

い、敵は某村より某村に亘る線に在り。
我前哨中隊は某所に位置す、之に通ずる道路は何々。

第一小哨は某村某祠に在り、之に通ずる道路は何々。

ろ、當小哨は此地に位置し、右翼何處より左翼何々に亘る間を警戒せむとす。

前方何々には我停止斥候ある筈。
は、某軍曹は兵卒六名を率ゐて此道路を前進し、彼の獨立樹の南方約百米に至らば、停止して監視しあるべし。

に、某伍長は兵卒六名を率ゐて此道路を前進し、何村の何所に至らば停止して敵方を監視しあるべし。

し。
ほ、予は今より守則授與の爲め右方より各歩哨の位置に至る。

八。歩哨線決定の爲め出發

1、小哨長は小哨出發の前、小哨に在る古參下士に、自己不在中の代理を命ずると同時に、左の事項を命ず。

い、銃前哨及展望哨に關する必要なる指示。

ろ、防禦工事を爲すべき地點及種類
進出又は退却路の障礙物の排除
要すれば。

は、團副及び單簡なる編隊作業。

六分隊編成の小隊なれば、二分隊（第一、第二分隊）に分隊し、毎に圓陣を作らしめ、五分隊（第一、第二分隊）は分隊毎或は全部を圓陣に集合せしめ置く等の區處をなす可とす。

又團副は少くも四五歩離れたる所に撰ぶべし。

に、要すれば馬繋場の設備。

ほ、飲水検査及び使用水の規定。

へ、斥候長を撰拔し、斥候班、巡察班、雜役等所要

の人員を班別せしむ。
と、略圖を作らしめ置く。
ち、銃架を構築せしめ置く。

(古參下士一人にて以上の諸件を全部完成せむ
と欲せば少からざる時間を要するが故に、適
當の助手を使用するを可とす)

- 2、傳令卒を同行せしむ。
此傳令は喇叭手の外なるを可とす。是所要に依り歩
哨として要所に立たしむることあれば也。
- 3、時の情況之を許せば、爾後巡察の長となるべき者を

も同行せしむ。

- 4、歩哨の位置決定。
- 5、歩哨線附近一般の地形偵察。
要すれば同行者を該目的の爲めに彼地此地に派遣し
て行ふ。

6、歩哨に守則を授く。
右翼よりするもの也。然れども特別に重要又は危殆
の地點ありて必要と認めれば之より先にすべし。
守則を授くる際は交代兵にも聽聞せしむ。

九。小哨の位置に歸還後の處置

1、小銃前哨の詳報を各守則(特に決定せる各歩哨の位置)を擬は、先に古参下士が與へし守則を補ふ。

2、小哨隊は在る一般兵卒を集めて必要の訓示をなす。

3、小銃戰備の度の命令。

4、小銃隊の警備を下さしむるや、否や、一部は又銃の後

す方(す)方に置くか、或は執銃の儘休止せしむるか等)

5、要する時は歩哨線視察後に於ける敵狀及地形の指

6、歩哨隊の

7、歩哨隊の心得につき必要の訓示。(平素の教育十

分同歩哨は)

3、各斥候班、巡察班、及び歩哨交代兵、雜役等同時に交

代すべきものを以て又銃(或は銃架に依托)。

4、略圖を添へて中隊へ報告。

此略圖には斥候略を明記し、其斥候の搜索區域略圖以外に亘る時は註記を以て搜索地方を記入すべし。又小哨等の符號の傍に總人員を記入し置くこと必要也。是れ中隊長は糧食分配等に當りて精確なる人員表を要すれば也。

○報告記載の一例

第一小哨報告 月日時 第一號 於何處

- 一、敵は何々(報告すべし事項あるときのみ)
- 二、小哨は午後何時何十分裏面略圖の如く配布終る
- 三、何々川は本道の上流二百米より以下に於ては徒渉を許さず

小哨人馬數 將校一、下士四、兵卒六三、馬匹二

第一小哨長 某 少尉

- 5、巡察をして比隣歩哨の位置より比隣小哨に赴き、我小哨の配置を通報し、同時に彼の小哨配置に関する通報を受けしむ。

- 6、斥候の交代。

交代は成るべく日没前に一順前地を視察し得る如く派遣するを利ありとす。

- 7、陣地の決定及工事の着手(要すれば)。

- 8、下士或は上等兵をして三四葉の略圖を複寫せしめ置く(爾後の重要な報告に便する爲めなり)。

- 9、小哨長の位置は、前方の出來事を速に知り得ると同時に休止せる小哨兵を迅速に區處し得るの地點ならざる可らず。

- 10、小哨長の許には分隊長及歩哨掛、斥候長並に巡察の

長等を位置せしむるを便とす。

11、巡察の長及び斥候長の報告の要旨は、之を他の巡察の長及斥候長に知らしめ置くを便とす。

12、歩哨掛を適時に交代せしむるか或は交代せしむる爲めの上等兵を一步哨に一名附し置くこと。

十。小哨長爾後の動作

1、小哨長は歩哨の配置終れば、天明の在る限り其區域内を巡視して、地形を認識し、特別の時機に際し取るべき考案をなす。

2、夜間は小哨の位置に在るを原則とす。

3、歩哨線より入りしものにして、我軍に屬することを確認し能はず、或は疑はしき所あらば、之を前哨中隊に送附すべし。軍使降参人も亦然り。

○注意周密にして、且流着剛膽

なる小哨長

其一。明治三十七八年戦役に於て、沙河滯陣中日軍歩兵第二十聯隊は、蛇山子東北一帯の高地を占領し、陣地の前方約二千米に在る房身に一中隊の哨隊を出して警戒せり三十八年二月二日、同聯隊第五中隊は、房身待備に服務

中、夜十二時塔山西麓附近及柳匠屯附近より猛烈なる露軍の砲撃を受け、暗夜の静肅を破り、恰も百雷の一時に轟くか如く、光景轉た悽愴たり。而して小哨長は、直に部下を警めて豫定の守備線に就かしめ、警戒を嚴にせり。午前二時頃砲聲頓に絶ゆるや、優勢なる露軍歩兵の包圍攻撃を受け、一舉粉碎せられむとするの状況を呈せしが、日軍小哨長は沈着を保ちて毫も動せず、剛膽なる守備兵は又陣地を固守して屈せず、猛烈なる火戦の後、劍戟相交へ、互に手擲爆薬を以て奮戦し、遂に露軍に多大の損害を興へ、之を撃退し、守備

の任を全うせり、當時軍司令官は其功績を嘉みし、授くるに感狀を以てせり。小哨長の注意周到にして且つ沈着剛膽なるにあらずむは、焉んぞ能く斯の如きを得んや。

其二。明治三十七年七月、露軍が旅順要塞の第一掩護として頼みし回字形山、兜山の堅壘を連續三晝夜に亘り、勇氣と熱心とを以て、多大の損害を拂ひて購ひ得たる日軍第九師團は、七月二十九日天水泉子、石坎子及鎮泉寺（石南方）の線に於て隊伍を整頓し、且戦闘後の處置を施し、其追撃隊は南隈子附近に於ける現在の線を確實に占領し、前面の敵情偵察に従事せり。

此追撃隊は、午前五時防禦工事を完成し、警戒部隊を派遣せり。

第一線より出せる將校派候の報告を綜合すれば、露軍は前哨を王家甸、徐家屯、周家屯の線に配置し、龍頭河西の西南高地、徐家屯の西南高地、周家屯の西南高地に亘り工事を実施しあり、龍頭河西、鐵山甲、河北附近は絶えず露兵出沒せり。

午前八時南鶯哥石西南方約五百米に在る高地上の監視哨を將校(步兵第七聯隊少尉村山作次郎)の指揮する歩兵大隊を増加せり。蓋し該地點は自軍準備隊内部の状況を洞

察す湖嶺最も有利な地點にして、露軍小部隊は屢々該地點附近に出沒すを以てなり。

午前五時頃南鶯哥石の露軍の小部隊(一小隊弱)は頻りに日軍第一線の前線に現出せ龍頭河西西南方高地、徐家屯西方高地に在る露軍砲兵は時々日軍第一線を砲撃し、一兵と雖も其界に觸るゝと急ぎは忽ち之を砲撃し、其彈着頗る正確にして、南鶯哥石西南方高地附近は、殊に著彈多し、之を爲め守備兵は頭を掩體外に擡ぐるを得ざるの狀態に在り。

午後四時十分、將校の指揮する約二十名の露軍隊、村山

哨所に襲來す。然るに前已に述べたるが如く、露軍砲彈の命中頗る正確なるを以て、此小哨は散開して射撃するを能はず、故に村上少尉は、沈黙を守り、時機の到るを待つ。既にして露軍の近接して數十歩の處に来るや、俄然猛烈に發射し、續て突撃す。此際村上少尉は、先頭に立ち刀を揮て忽ち露兵二人を斬る。下士以下亦奮進して格闘し、露軍の將校以下五名を殲し、六名を負傷せしむるに至り、爾餘の者は退却せり。然れども日軍亦村上少尉戦死し、下士卒四名の死傷者を生せり。此に於て歩兵第七聯隊長は直に豫備隊に在りし一中隊を村上小哨と交

代せしめたり。

茲に村上少尉の爲特筆して讀者に紹介すへき事あり、即ち當時の旅團長一戸(兵衛)少將の陣中日誌に少尉の沈着剛膽なる動作を激賞したる一節なり。曰く「此争闘は實に小なるか如しと雖も、若し監視哨長たる村上少尉にして、敢て此動作に出つることなく、空く此地點を敵手に委するあらば、我守備線内部に於ける全般の状況を敵に察知せられ、爾後の動作に由々しき妨害を來したるならむ。村上少尉の武勇なる能く事の輕重を誤らず、身を以て其任務を全うしたるに至りては、眞に軍人の龜鑑に也

其後、養正の青史に傳ふるの價値あるを認むべし、又當時村中哨所の後方高地上に在りし參謀長須永(武義)大佐は、此動作を目撃して其勇敢を嘆賞したる事是れ也。

日露戰役中注意周密にして、且沈着剛膽なりし小哨長其大に悉し其意あり、以上掲げたる二例は唯其一般を知るに供せしのみ。

第六次

小哨の勤務

小哨の勤務は、其の要は、其責任の重大なるを自覺する精神の奮勵と、微細の狀況をも感知する直覺神經の發達との二點に在り。

3、小哨の勤務

結論

步哨教育の要は、其責任の重大なるを自覺する精神の奮勵と、微細の狀況をも感知する直覺神經の發達との二點に在り。抑々直覺神經なるものは、其養成の方法如何によりて、益々發達するものにして、機微の間、玄妙の裡、感應の鋭敏は、方に見て以て不可思議となすべきものある也。彼の盲者が感知力の強き、書家が能く常人の見分け難き色彩上の

差違を識別し音楽家が能く僅少の音差をも辨別する等の如き、皆是れ彼等が不知不識直覺神經の修練を積みし積なる實例にあらずや。

更に視ま、心理作用の妙を、先般千里眼なるもの現はれ、能く固形物體を透視して、學者は驚き、世人は怪しめり。然れども是れ敢て驚き又怪しむに足らず、人の靈魂定まりて、精氣天地の玄妙に合し、渾然として玲瓏大我の境に入るときは、動物電氣は炎々として其靈力を逞うし、彼の物質の透視の如き、又易々の業に屬するのみ。吾徒又之を等閑視せず能く之れを研究し、修練し、能く精神的鍛鍊を重

ねて、以て歩哨に對しても亦能く戰場を明確に透視し得る所謂千里眼的能力を興へざるべからず。

さて吾人の言ふ透視とは、兵卒悉くに向つて、千里眼を興へよといふの意にあらず。能く思を一にし、心を專にし、寸時怠慢放散の氣なきは勿論、熱烈鐵火の如き念力は、一葉の動き、一犬の吠ゆるをも逸せず、能く敵の一斤候と雖も吾監視網を潜る能はざらしむる程度以上の能力を指す也。而して歩哨をして能く此靈力を發せしむるには、又唯一片形而下の教育のみには不可、方に精神的教育に向つて意を致さざるべからず。於處歩哨の教育も亦重きを精神に置

く。然り、而して此發達せる直覺神經の效能は、獨り歩哨に於てのみ其威力を發揮するものにあらざることは、又吾人の喋々を要する所にあらざるべし。

精神の第四、歩哨教練終
各個教練

本會發行物等摘要

●陸地測量部地圖

左の規定に依り前金にて御需に應候

- | | | | | |
|--------------------|------|---|---|---|
| 一 白鳥の子紙 | 四色刷圖 | 十 | 五 | 錢 |
| 一 全紙地圖用紙 | 三色刷 | 十 | 二 | 錢 |
| 一 同 | 一色刷 | 七 | 五 | 錢 |
| 一 同 半切 | 一色刷 | 四 | | 錢 |
| 一 五枚以上は郵税を免す | | | | |
| 一 一百枚以上は尙ほ定價の一割を減す | | | | |
| 一 五百枚以上は尙二分を減す | | | | |
- 詳細は本年五月十二日の官報御一覽の事

●一萬分最新東京近傍地圖

右は本年三月改正せられたる最新の地圖なり
二色刷一枚七錢五厘十八枚一組

● 甲 (從來ノ通) 士友 定價金貳錢 郵税金五厘

● 毎月八日發行 本月第五十四號迄取揃へアリ (此表税金拾一錢)

● 乙 (表紙) 士友 定價金壹錢 郵税金五厘

● 第四十一號ヨリ第五十四號迄取揃へアリ

右ハ武士道大和魂ノ修養發達ニ資セントスルモノナリ發行部數實ニ數萬ノ多キニ及候之ヲ以テ更ニ讀者實用ノ便ヲ計ル士友ヲ甲、乙ニ分チ右ノ價格ヲ以テ御需ニ應スルコト、致候面シテ尙一層讀者ノ便ヲ計ル爲甲ハ三十冊乙ハ五十冊以上纏メテ御購讀ノ節ハ貴地停車場迄無賃遞送致候也

● 士友表紙 定價金八錢 郵税金貳錢

● 軍事新報 每土曜日發行 定價金三錢 郵税金五厘

○一ケ年分壹圓八拾貳錢前納者には表紙を贈る 第二期第一號より取揃あり目下第二百四十一號發行

軍事新報は軍事上に於ける唯一の週報雜誌なり
軍事新報は軍國の輿論を代表せんとする者なり
軍事新報は軍事界の小天地にして又指導者なり
軍事新報は我が武士道及び大和魂の鼓吹者なり
軍事新報は軍國の基礎を鞏固にせんとする者也

● 軍事新報表紙 定價金拾貳圓 郵税金四錢

精神講話

目次摘要

勅諭の御徳
眞心を得るの道

軍隊の教育
軍人の徳義

在郷帶動者に告ぐ
明友の制裁
軍人と忠實熱心

禮義を重んずべし
寡言實行

義と武士道
歴史より見たる道德の危機

大和魂と武士道
勅諭と讀法との關係に就て

犧牲的精神と大和魂

第一集

上製三十錢郵税四錢

男男伯

伊東元帥
上村中將
中村少將
隱岐少將
洛陽少將
立見陽生將
出島大將

子男爵

並製三十錢郵税四錢

第二集

上製三十錢郵税四錢

男男伯

寺內大將
齋藤元帥
伊東中將
箕作學士
牧野伸顯將
片岡大將
米田大將
寺內大將

子男爵

將尉將尉

武士道かゞみ

目次摘要

軍大龜吉岡大佐

廣瀬中佐
軍人龜橋中佐

模範分隊長
大越中佐

補助輸卒の偉大なる勳績
剛毅勇敢
故太田少將

第一集

上製三十錢郵税四錢

男男伯

奧東大將
東郷大將
內保大將
寺內大將
南谷少將
瀨谷少將
秋山少將
梅澤少將

武士道かゞみ

目次摘要

白石少佐

姫野曹長
中島工兵一等卒

孝行勇士
勇士の屍に敵敬意を表す

忠誠
精神一到
嗚呼忠誠の力

第二集

上製三十錢郵税四錢

子男爵

上村大將
大島中將
川村中將
岡村大將
西島中將
木越中將

男男爵

將將將將將將

和魂かばみ

第一集

上製三十錢 郵税四錢

目次 摘要

光榮おの轡重輪卒
模範の新兵
赤城大が動す
婦人の鑑
孝女の美談
學生の鑑
寡婦の鑑

和魂かばみ

第二集

上製三十錢 郵税四錢

目次 摘要

徳化郷黨の老婢
三代の好模範
雇人の好模範
雀籠の権化
誠實の権化
葉はしの権化
殊勝なる寡婦

篤志の老婦
美はしの友情
在郷の婦人
農夫忠五郎の貞操
勤儉力行の忠僕
西の孝子
奇特の孝子

九版精神教育談

全六冊 定價金壹圓五錢 郵税金拾二錢

右は百有餘士の熱誠に精神修養の爲に講演せられたるもの也
海軍大佐東郷吉太郎氏著

軍人武士道

定價金參拾錢 郵税金八錢

第一回 緒言
第二回 武士道ノ發達
第三回 戦國時代ノ武士道
第四回 戦國時代ノ武士道
第五回 戦國時代ノ武士道
第六回 徳川時代ノ武士道
第七回 徳川時代ノ武士道
第八回 徳川時代ノ武士道
第九回 徳川時代ノ武士道
第十回 民軍人ノ精神
第十一回 武士道ト自殺
第十二回 陸軍大將子爵 寺内正毅氏著

第一回 武士道ノ起原
第二回 戦國時代ノ武士道
第三回 戦國時代ノ武士道
第四回 戦國時代ノ武士道
第五回 戦國時代ノ武士道
第六回 徳川時代ノ武士道
第七回 徳川時代ノ武士道
第八回 徳川時代ノ武士道
第九回 徳川時代ノ武士道
第十回 徳川時代ノ武士道
第十一回 徳川時代ノ武士道
第十二回 徳川時代ノ武士道
第十三回 徳川時代ノ武士道
第十四回 徳川時代ノ武士道
第十五回 徳川時代ノ武士道
結論 武士道ト愛敵心

在郷軍人心得

定價金五錢 郵税金貳錢

第七回訂正
第三十六版
有様傍訓以て大將が最も平易通俗に訓誨せられたるものなり

●七 斷機概録

定價並製金貳拾錢 同上製定價金叁拾錢
郵稅金四錢 郵稅金六錢

目次

- 第一篇 燕進(一名自主論)
 - 第一章 青年の本領 ○其一 血性活氣 甲、眞勇 乙、守勇 ○其二 獨立自尊 ○其三 強身健體 ○其四 高識卓見 ○其五 耻心義心 ○其六 青年の心體
- 第二章 涵養 ○其一 鍛身 ○其二 跋涉 ○其三 讀書 甲、史傳 乙、文學 ○其四 涵養の要
- 第三章 立志 ○其一 抱負 ○其二 欣慕 ○其三 自任 ○其四 研究 ○其五 立志の體
- 第四章 成功 ○其一 決心 ○其二 直進 ○其三 鐵腸 ○其四 自信 ○其五 熱心 ○其六 成功の要訣
- 第五章 偉人 ○其一 偉人とは何者が ○其二 偉人の心性 ○其三 偉人の境遇 ○其四 偉人倣ふべきか
- 第二篇 反省(一名他主論)(以下略ス)

陸軍省編纂 印刷局製版

●再版 三十七八 戰役感狀寫

上製 金四圓
並製 金貳圓五拾錢
(小包料内地金貳拾四錢 滿韓 臺灣金六拾錢)

右ハ日露戰役ニ於ケル軍人精神ノ「バノラマ」ナリ是ヲ以テ本書ハ精神教育上ノ大寶典ナリトス附スルニ寺内陸軍大臣ノ上奏文ヲ以テセリ

露國參謀大學校教官ガニオフ大佐編纂日本參謀本部翻譯

●日露戰爭 十冊

定價金壹圓五拾錢 上製金壹圓八拾錢
郵稅金貳拾六錢 小包料内地金拾八錢

右ハ日露戰役ニ從事シタル數名ノ參謀官カ露國參謀大學ニ於テ最モ率直ニ極メテ眞摯ニ彼我兩軍ニ付キ研究シタルモノナリ日露戰爭ノ真相ヲ知ラント欲スル者ハ一讀スルヲ要ス

●**版四體操教育** 相良、藁谷、志波三尉合著 定價金拾錢 郵税金貳錢

右、戸山學校體操科の官大尉ノ合著ニシテ體操ノ目的實施及某教育法ヲ詳

細綿密ニ記述セラレタル者也 陸軍歩兵少佐松本浩氏校閱 陸軍歩兵大尉藁谷志波氏著

●**版新劍術教範之研究** 定價金拾五錢 郵税金四錢

右、戸山學校體操科教官藁谷大尉ガ下士學生ニ對シテ講授セラレタル記錄ナリ

●**版六體操手簿** 定價金五錢 郵税金貳錢

運動ハ生理に及ぼす効益 一運動の全身に及ぼす効益 ○二運動の骨格に及ぼす効益 ○三運動の筋肉に及ぼす効益 ○四運動の神經系に及ぼす効益 ○五運動の血液循環に及ぼす効益 ○六運動の呼吸器に及ぼす効益 ○七運動の消化器に及ぼす効益

●**版吾人の軌範** 定價金二十錢 郵税金四錢

我が祖先中武徳に富みたる二百有餘氏の事蹟を簡單明晰に輯録したるものにして苟くも祖先の偉蹟を知らんと欲する者及精神教育の任に當る諸氏には極めて有益あり

●**版士道日記** 定價金五十錢 並製金三十錢 郵税金十錢 郵税金八錢

右は優勝なる精神を得せしめ秩序ある生活を爲さしむる目的を以て發行したるものにして而して本書の他の日記と異なるは何時よりにも供用し得るに在り

●**版再禮法** 附北京曲禮一斑 定價金二八錢 郵税金二錢

其一招待狀及之を受けたる時の心得、其二服裝の心得、其三饗應の當日主人出迎の心得、其四來賓の心得、其五休憩室の設備及食堂の心得、其六食堂内の設備及食堂内の心得

●**版夜會の部** 附北京曲禮一斑 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版談話會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版夜會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版談話會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版夜會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版談話會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版夜會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●**版談話會の部** 定價金二八錢 郵税金二錢

其一夜會の本領、其二會場設備の心得、其三主人の心得、其四來賓の心得

●軍人之信仰

定價金 二十錢
郵税金 二十錢

右に毎朝勅諭を捧讀せしむる目的を以て發行したる物也

目次

信 伊東元帥書
 軍人之信仰 乃木大將書
 勅諭を信仰すべきことを説かれたるものなり 東郷大將書
 軍人之精神 寺内大將書
 勅諭を精神とすべきことを説かれたるものなり
 軍人精神之提 讀むる軍人精神の提とすべきことを説かれたるもの也

●軍人手簿

定價金 二十錢
郵税金 六十錢

右は兵卒の自修を獎勵し反省を促し遂に善良なる軍人と成し且つは又健全なる國民たらしむるを以て目的を爲すものなり若し失れ克く記載するあらば除隊の日に於て唯一の土産物たり紀念品たるべし

伊東元帥寺内大將肝付中將小笠原子爵校閱
伊崎少將横井編修校訂
將事教育會理事陸軍歩兵大尉高橋野虎編纂

●訂正軍人讀本

定價金三十六錢
郵税金十錢

右ハ軍人精神修養ヲ兼ネ文字ト習字トヲ教ヘントスルモノナリ

醫學博士 森林太郎氏傍訓

●傍訓救急法及衛生法大意

定價金四錢
郵税三冊迄二錢

第一編 救急法大意 第一章創傷 其一創傷ノ處置、繃帶包 其二止血 第二章
 三角巾 第三章急病 其一卒倒 其二火傷、電氣傷 其三腸病 其四凍
 傷 其五凍死 其六溺水 其七窒息 其八埋沒假死 其九咬傷 其十中
 毒 第四章 人工呼吸法
 衛生法大意 第一章傳染病ノ種類 其二傳染病ノ種類 其一虎刺
 其二赤痢 其三腸炎 其四霍亂 其五麻刺里亞 其六結核 其七
 花柳病 其八下ラホム 第三章雜件

陸軍少將 柴 五郎氏口述

北京籠城

(附圖) 定價 金四十八錢
(三面添) 郵稅 金四十八錢

右ハ三十四年北京籠城ノ活歴史也

海軍大佐子爵 小笠原長生氏著

渡英日録

(寫眞十) 定價 金四十八錢
(三枚入) 郵稅 金四十八錢

右ハ美文行文ノ模範ナリ

陸軍中將男爵 中村覺氏著

軍人勅諭講義

全 定價 金二十五錢
郵稅 金二十五錢

右ハ何人ニテモ了解シ得ル如ク講述セラレタ
ルモノナリ

教育はがき

五枚一組 金拾錢
三組毎ニ郵稅 金貳錢

伊東元帥 東郷大將 片岡中將 上村中將 出羽中將ノ揮毫ト
肖像トヨリ成ル物ニテ大和魂武士道ノ發達ニ資セントスル者也

軍隊畫報端書

定價一枚金一錢(郵稅二十枚)
十枚一組金十錢(每ニ金二錢)

右ハ軍隊ノ事情ヲ地方人士ニ知ラシムル目的ヲ以テ發行シタル
物ナリ

武士道端書

(三十) 定價 金二十錢
(二枚) 郵稅 金二錢

第一集 八勤王 第二集 八武鑑 第三集 八武德
第四集 八軍人

軍人ハンカチーフ

一打定價九十六錢
郵稅 不要

武士道手拭

三筋一 金二十五錢(郵稅)
組箱入 金二十五錢(不要)

士官學校、中央幼年學校合譯

◎四將校の本分及義務

實費金貳拾五錢
郵税金 四 錢

右は獨逸將校の處身及處生の方法を丁寧懇篤に細論詳述したるものにして眞に吾人の錦囊なりと云ふも溢美に非ざるなり今回實費を以て會友(軍事新報購讀者は會友に準ずるを得)の需めに應ずること、爲せり

第一章 將校の本分

第一、名譽○第二、義務○第三、軍事道德○第四、宗教○第五、處世○第六、愛國友愛心○第七、教育○第八、行動○第九、他に對する將校の行動交際の態度○第十、料理店及び將校集會所の出入○第十一、批評○第十二、服裝○第十三、私闘及決闘○第十四、武器使用○第十五、國家に於ける將校の地位

第二章 將校の義務

第一、體育○第二、研究、教育○第三、性格の養成及び性情の純化○第四、軍紀

第五、上官の威風○第六、教官及び教育者却に勤務に服する將校○第七、處罰

第八、職權の濫用部下の虐待○第九、賞與譴責の適用○第十、將官の

重要な事項 一、命令の實行 二、諸學 三、人物の鑑識 四、勤務に於ける謹嚴勤務外に於ける親密 五、部下に對する注意○第十一、刺士たる將校○第十二、階級の關係に於ける事項○第十三、豫後備役將校の演習○第十四、個人的性格 一、意力 二、勇氣勇敢大膽及び沈着 三、決心及び決意力 四、敢爲 五、方正 六、獨立心 七、正直 八、身分に對する熱情 九、善意 十、愛國心○第十五、野外に於ける態度 ○結論

士官學校譯(一二卷は森軍醫監譯)

◎再大戦學理

(全八册) 實費金貳圓四拾錢
小包料金 參拾錢

(本書の評論)

大戦學理は軍事哲學者の泰斗普國陸軍大將 Von Clausewitz の遺稿なり凡若し「獨逸」に於て兵書の首位を占むる大論は之問はば識者必ず此の書を推さん獨逸の軍事が今日の隆運に至りしは正に此の書の功なり。更に一步を進め之を以てば、世界の軍事の進歩は此大將の力止に其の遠因を爲せしと云ふも可なり。是れ固より個人の私見にあらず、宇内識者の公論なり。今本書の價値を明にせ

んが爲め「クロイゼイツ」に對する一二の評論を引く可し。由來「佛蘭西」人は獨逸人を競ふ心あるが故に、容易に「獨」人の説を悦ばざるの傾あり。故に「クロイゼイツ」の論を知るには佛人の批評に若くものなからん。「佛國陸軍中將 Helion」氏は近代有数の論者なり中將「クロイゼイツ」を評して曰く「那翁が千八百十二年以前に戦勝を得たる所以の原理及連合軍が同年以降千八百十五年に到るの間に戦勝を得たる所以の原理は皆單簡なりと雖も、之より生ぜし機變は千狀萬態究りなし世人は空く此大戦の跡を觀て此原理を覺らざりしに「クロイゼイツ」の慧眼遂に善く之を發見せり」と、又曰く「嗚呼若し我が國の團隊長千八百七十年以前に「クロイゼイツ」の説を一考したらんには、豈に又當年の如くに戦略を過たんや。吾人過去の非を覺り將來の準備を修めんと欲せば「クロイゼイツ」の論を讀まざる可からず」と。傳へ聞く、帝國陸軍大學校の教官騎兵中佐某氏の晩近學生に示せし説あり、其の説に曰く「頭を回らして往時を想へば革命戦興りて全歐大戦場と爲り、爾後二十年の間戦殆ど息む時なし。後帝國那翁帝政の時倒れて大戦止み各邦力痛みて萬民太平の樂を懐へり。爰に於て人心自然の反動を生じ、世に所謂の小説尊崇なる文運隆盛の時代を來せり。今にして之を想へば火災鎮りて夜益々闇く、兵衛跡を世に絶ちて軍事思想

愈味しと云ふ可し。此の時に當り炎火既に消滅して而して火氣尙灰下に存せしものは獨り「獨逸」のみ。軍事思想は此敗餘の國に萌芽して遂に近世第一流の軍事哲學者を出せり、其の名を Von Clausewitz と稱す。然して此の二説は敢て「佛國」に於て僻説と見らるゝものにあらず、是れ正に同國に於る識者間の輿論なり。萬國の軍人が「クロイゼイツ」に對する意向推して知る可し。然るに「クロイゼイツ」の立論を見るに凡一事を論ずる毎に必ず之を各方面より鑑察して遠く哲理を採り、深く當否利害を究めて遂に其の眞理を論出す。夫れ眞理は人の思想を刺撃して判断の明を發せしむ。人判断に明なれば必ず害を去て利に就く、進歩の大本は即ち此の利害の取捨に在ること固より論なし。是に由て之を見れば「獨逸」に於る軍事の今日あるは其の本因正に「クロイゼイツ」の力ならざるを得んや。

陸軍歩兵大佐 和田音五郎氏著

◎四應 用 射 擊 定價 金二十五錢 郵稅 金六錢

◎列國射擊教育比較

實費金參拾錢
郵税金八錢

日本參謀本部譯

「ア、リヤビ」 「ニン」著 日露戦争に基ける小部隊の戦闘法及前哨勤務

定價金 八錢 郵税金 二錢

- 目次
- 第一部 戦闘 一、中隊の戦闘法 二、射撃戦闘及彈藥の補充 三、大隊の戦闘法 四、銃剣、機關銃、方起及夜間の行動 五、退却の要領
 - 第二部 前哨勤務 一、前哨部隊 二、前哨中隊 三、前哨司令官、前哨本部の勤務連絡 四、前哨中隊の勤務 五、敵襲に際する動作 六、前哨の撤收及近距離警戒

右は日露戦役に従事したる露國歩兵大尉の著作なり

陸軍士官學校譯

◎三版 戰術上の決心及命令

定價金四拾錢 郵税金 六錢

右は獨逸陸軍大學校の教授法に依りて講述したるものなり

陸軍歩兵大佐 松川敏胤氏著

◎七版 支隊の戰術實施

定價金五拾錢
郵税金 八錢

◎幹部 手簿

定價金拾錢(半年分)
郵税金貳錢(携帶式)

右は今般士官手簿及班長手簿を机上式と爲したるを以て發行したるものにして尙ほ日々演習計畫を爲さしめんとするに在り

故陸軍歩兵中佐 橋周太氏著

◎五經 驗餘錄 定價 金貳拾錢 郵稅 金四錢

目次

第一章 總說

銃砲火の進歩と教練 ○各個教練 ○中隊教練 ○大隊教練 ○射擊教育 ○地物利用器
構體操と銃劍術 ○應用體操 野外教練 ○夜間教育 ○銃砲火の進歩と駈歩

第二章 總說

無烟火藥と兵卒 ○無烟火藥と斥候 ○無烟火藥と工作 ○無烟火藥と陸敷地 ○森林
内の運動隊形 ○森林内連絡の保持 ○森林内の搜索 ○林空地の通過 ○森林の追撃

第三章 總說

將校の禮義 ○中隊長 ○大隊長 ○連繫 ○教育眼 ○檢閲眼 ○紀念日 ○演習眼 ○習慣
○勤務者の教育 ○兵卒普通學の教育 ○附錄 第一老婆心 ○第二老婆心

陸軍 少將 山口 圭 藏氏 陸軍 少將 澁谷 在 明氏
陸軍 歩兵 大佐 松川 敏 胤氏 陸軍 砲兵 大佐 星野 金 吾氏
陸軍 歩兵 中佐 松石 安 治氏 陸軍 歩兵 中佐 明石 元 二 郎氏
陸軍 歩兵 少佐 橋本 勝 太郎氏

◎再戰術講究錄 第一集 定價 金參拾錢 郵稅 金六錢

陸軍 少將 東 條 英 教氏 陸軍 少將 澁谷 在 明氏
陸軍 歩兵 大佐 松川 敏 胤氏 陸軍 歩兵 大佐 仁田 原 重 行氏
陸軍 砲兵 大佐 星野 金 吾氏 陸軍 工兵 大佐 阿部 貞 次 郎氏
陸軍 砲兵 少佐 有 田 恕 氏

◎再戰術講究錄 第二集 定價 金參拾錢 郵稅 金六錢

故陸軍歩兵中佐 橋周太氏著

◎九版新 兵 教 育 定價金 二八 錢

獨逸歩兵中佐 エルフオンブリーゼン氏著
陸軍歩兵中佐 野澤 悌吾 氏譯

◎三版 歩 兵 戰 闘 展 開 定價金 參拾 錢

此書固に「歩兵中隊、大隊、聯隊及旅團の戰術展開問題」と名け諸種の狀況を想定して問題を設くる約百餘而して一一之れか答解を掲げて實施の方法を示し數十の圖を加へて讀者の了解に便にし粗より細に入り簡より繁に移り特に歩兵の最大單位たる旅團の展開を詳述し以て歩兵操典第二部の應用を指導するに供す蓋し初級將校の好伴侶たるを得へし學者若し操典と對照して仔細に之を研究し更に之を野外に移して其活用を講べば得る所必ず多大なるべし此書既に操典の應用を目的とす從て新奇の學說を應用したるの形跡なきは勿論防禦及び攻撃に方て各部隊の取るべき正面幅を命じたるの一事は蓋し戰闘間不知不識正面過廣と爲り遂に各部薄弱に陥るの通弊を矯んと欲する著者の微意に出でたるが如し

◎五版 歩 兵 戰 術 (小隊中隊の部) 定價金 貳拾 錢
郵稅金 四 錢

右は初級將校の爲めに新報上に於て研究したる歩兵戰術を蒐集したる物なり

目次

尖兵の區分法◎四百米突森林の搜索法◎大なる開轄地の通過法◎前兵中隊長の命令◎側衛長の處置◎側衛長の決心◎小哨長の歩哨配備法◎小隊長の射撃指揮法の散兵射撃姿勢の利害◎援隊の位置、隊形行進法◎援隊の増加◎中隊長下馬の時機◎火戰指揮に於ける中、小隊長の利害◎戰闘斥候の使用法◎中隊長の彈藥補充

騎兵實施學校長 陸軍騎兵大佐 秋山好古氏閱
同戰術科 長 陸軍騎兵少佐 河村秀一氏著

◎再版 騎 兵 戰 術 論 定價金 貳拾 錢
郵稅金 四 錢

君は騎兵實施學校に於て學生の爲めに著作せられたるものにして論旨明快意義整然たり本會其甚だ有益なるを認め特に請て同好の士に頒つこととせり

獨逸陸軍少將 G. V. KLEIST氏著
日本陸軍歩兵少佐 野澤 悌 吾氏譯

◎ 搜索勤務 定價 金貳拾錢 税金 四錢

目次

- 第一章 陸兵の戰略任務に關する歴史の概要
- 第二章 戰略任務の解説但し搜索の一語を以て之を總括し得搜索は高級指揮官に與ふるに次の三件を以てする事を得
 - イ、決心の基礎
 - ロ、警戒及隱蔽
 - ハ、運動の自由並に先制
- 第三章 搜索に任すべき者は將校斥候なること及戰例に依て其報告の効用を指示す
- 第四章 任務實行
- 第五章 報告の内容及其形式
- 第六章 報告送致
- 結 論

故陸軍歩兵中佐 橋周太氏著

◎ 六歩兵夜間教育 定價 金貳拾錢 税金 四錢

目次

- 總 論
- 第一 着裝法、教育
- 第二 視力の養成、教育
- 第三 聽力の養成、教育
- 第四 靜肅行進、教育
- 第五 不齊地行進、教育
- 第六 方位の測知及點火法、教育
- 第七 射撃、教育
- 第八 銃劍術、教育
- 第九 工作、教育
- 第十 連絡兵及壕令卒、教育
- 第十一 部隊の運動、教育
- 第十二 部隊の射撃、教育
- 第十三 部隊工作、教育
- 第十四 部隊の突撃、教育
- 第十五 歩哨、教育
- 第十六 斥候、教育
- 第十七 夜行軍、教育
- 第十八 警戒及搜索方法、教育
- 第十九 前哨、教育
- 第二十 夜戰、教育
- 教育に關する一斑の注意
- 結 論

三樂居士著

樂叢談 第一編 定價金 參拾錢

目次

- 第一席 三世相 第二席 推し
- 第二席 眼と心 第五席 半醉漢
- 第三席 權方の弊 第八席 お愛さんの旦那
- 第四席 運命 第九席 風
- 第三席 お玩弄物の刀の鏢
- 第六席 學校教育と世の中

本書は某中將が青年者の精神修養の爲めに軍事新報及士友に寄せられたるものなり卑俗の内に眞理を説き滑稽の間に常規を説き其該博なる智識と豊富なる資料とを滾々として盡きざるものあり今回諸君の要望に依り茲に纏めて其第一編を發行することと爲せり

再班長手簿 定價金 參拾錢

右は給養班長をして其長たる成績を擧げしめ且つ給養班長をして發達進歩せしめんことを在りて實に左の廿三表を有す若し中隊長若しくは中隊附士官にして適宜の時機に於て時々之を點檢せらるゝあらば軍隊の向上に資する決して少

にあらざるべし蓋し給養班は實に大隊の根底に屬す遠慮の士は先づ此根底に意注ぐの要あるならん

目次

入營前之履歴表	身元調表	職業細別表	教練勤務及事故調表
教練回数表	射撃表	班長之研究表	考科列序表
一ヶ年勤務事故日數表	術科擊表	銃劍術表	器械體操表
賞罰及疾病表	普通學表	銃之履歴表	品行及勤務表
給養品表	消耗品表	班の備附品表	修理表

士官手簿 定價金 四拾錢

右は士官をして部下の状態を知悉せしめんとすに在り實に左の十七表を有す

入營前の履歴表

身元調表

職業明細表

考科列序表

銃劍術表

器械體操表

賞罰及疾病表

品行及勤務表

下士上等兵等術科表

軍國一覽圖

（縦三尺六寸
横貳尺六寸
七色刷）

定價金拾五錢
郵税金貳錢

右は大陸と我國との關係軍隊の所在地師管區海軍區等一目の下に明瞭なるものあるを以て極めて有益なるへし

報德端書

一枚金貳錢二十枚毎
に郵税貳錢目下第一
より第四まで發行

- 第一 二宮尊徳草鞋を造るの圖
 - 第二 水垢離を取り神に祈るの圖
 - 第三 人足に草鞋を頒つるの圖
 - 第四 村田醫師藥禮を拒むの圖
- 右は奉書紙の木版摺なり

洛陽生著

精神的第一 助教助手訓

定價金拾五錢
郵税金四錢

各個教練の第一、助教助手訓、定價金拾五錢、郵税金四錢、
二年歸休兵制度の難さは智識教育の難さにあらず、技藝教習の
難さにあらず、抑々亦軍紀養成の難さにあらず、實に軍人精神修
養の難さに在り、とす而して本書は之が爲に現はる夫れ戦後四
圍の形況國力の状態は二年歸休兵制度を遂行せざるべからざ
るものあり、此時に方り完然なる軍人を造りて國防を全ふせん
と欲するの士は本書に依り幾多の利益を獲得し得べきは本會
の堅く信する所也

第一 形而上(精神的)の教育

- 一 軍備の必要
- 二 軍隊は國民學校也
- 三 助教助手は國民學校の教官也
- 四 新兵係の抱負
- 五 教育者は心耳心眼を要す
- 六 新兵教育の根本問題

七	精神教育	九	動物電氣	八	模範的教育
十一	教育の秘訣	十一	教育の中心主義	十二	生徒の希望
十三	精神教育の中心點	十三	教育の中心主義	十四	新兵の取扱
十五	精神教育の中心點	十四	教育の中心主義	十五	和樂は強兵
十七	頭腦は統一の府也	十六	精神教育の基礎	十六	精神教育の基礎
十八	果斷力の養成	十九	教育は愛憎あるべからず	十九	教育は愛憎あるべからず
廿二	服従心の養成	廿一	自信力	廿一	自信力
廿四	天職を知るは急務也	廿三	軍紀の嚴守	廿三	軍紀の嚴守
廿六	小々輕んぜざるは大本也	廿五	協同動作の觀念	廿五	協同動作の觀念
廿八	禮義は武士道の花也	廿七	名譽心の尊重	廿七	名譽心の尊重
卅二	武器の尊重	廿九	忍耐は成功の母也	廿九	忍耐は成功の母也
卅四	射撃術の振興	卅一	敬神	卅一	敬神
卅六	神社佛閣に對するの禮	卅三	官給品の尊重	卅三	官給品の尊重
卅八	過失に對する同情	卅五	銃劍術の獎勵	卅五	銃劍術の獎勵
四十	活動には慰安	卅七	男兒宜しく清潔なるべし	卅七	男兒宜しく清潔なるべし
		卅九	助教助手の言動	卅九	助教助手の言動
		四十一	教ふるは半ばおぼ也	四十一	教ふるは半ばおぼ也

第二 形而下(學科、術科)の教育
 二 教育には興味を要す

三	教育は啓蒙的ならざるべからず	五	教育の齊一、進歩の連繫
四	自力の教育の必要	七	服裝検査及顔色の點檢
六	目的の説明を怠る勿れ	九	體操の迅速靜肅
八	休憩中の戒	十一	復唱
十	眼より入る教育	十三	修正眼の養成
十二	區隊の隊形及位置	十五	部分的な漸進的教育
十四	號令の約束	十七	口さ眼と下腹の力
十六	助教助手の言行	十九	番號の尊重
十八	助教助手の教育計畫	廿一	夜外演習間助手の任務
二十	深呼吸の効用	廿三	一時に多量の食物を與ふ可らず
廿二	號令に對する注意心	廿五	武器被服の手入法
廿四	學科教授	廿七	讀書と習字との良習慣
廿六	學科と教練との連繫	廿九	助教助手の責任
廿八	睡眠不足	卅一	受診を遠慮する勿れ
卅二	答解則動作の觀念	卅三	厠園に於ける動作
卅四	快活なる世話	卅五	班内の整頓及び掃除
卅六	入浴の世話	卅七	新兵の希望
卅八	軍歌	卅九	時間効力的教育を排す
四十	些細の注意		
四十八	助教の教育日誌		

第三 結論

精神の第一、練兵場の各個教練

一部定價金貳拾五錢 郵税金四錢

目次

自序

緒言

第一、要則

一、軍人精神

二、軍組

第二、徒手教練

一、不動の姿勢

形の上の不動の姿勢

一、兩眼を十分に刮開すべし

二、口を閉ぢて鼻より呼吸すべし

三、兩踵を一線上に揃ふべし

四、踵尾は約六十度に開くべし

五、兩膝は縮らさずとも伸すべし

六、上體を正しく腰の上に落ち着けざるべからず

七、上體は少しく前方に傾くべし

八、兩肩は稍後ろに引き一様に之を下ぐべし

九、兩臂は自然に垂下すべし

十、掌を股に接し指を軽く伸して之を並べ、中指を袴の縫目に當つべし

十一、頸を真直にし頭を正しく保つべし

十二、下腹部(臍下丹田)の力を抜くべからず

十三、呼吸は細緩にすべし、麤急にすべからず

二、「休メ」の姿勢

一、「不動ノ姿勢」より「休メ」

二、「休メ」より「不動ノ姿勢」

三、右(左)向、半右(左)向及び後向

四、行進

速歩

歩調止メ

分隊止メ

足踏

速歩間の右(左)向及後向

駈歩

駈歩間の諸動作

駈歩より速歩

駈歩より停止

五、敬禮

敬禮の嚴格を要する所以

舉手注目敬禮

室内敬禮

第三、執銃教練

一、武器の大切なる所以

二、立銃に於ける不動の姿勢

三、立銃に於ける休憩

四、右(左)向、半右(左)向及び後向

五、立銃より擔銃及び擔銃より立銃

六、着剣及び脱剣

七、彈藥の裝填及び抽出

八、射撃

九、執銃行進

十、執銃敬禮

一、捧銃

二、頭右(左)

三、目迎目送

四、停止間下士兵卒に對する敬禮

五、行進間の敬禮

六、各個分列式

七、各個整頓

八、突撃

九、突撃の性能及び快味

十、火戦と突撃戦との關係

十一、列國の突撃觀

十二、日本軍の突撃と突撃精神

十三、突撃に對する皇國軍人の觀念

十四、突撃の威力を強大ならしむる方法

結

論

洛陽生著

精神の各個教練 第二、各個散兵教練 定價金拾錢 郵税金貳錢

目次

- 野外教練一般の注意
- 野外演習施行上の注意
- 野外演習施行後の注意
- 各個散兵教練
- 緒言
- 第一節、地區地物の名稱
- 第二節、地物を利用せざる各個散兵
- 第三節、地物を利用する各個散兵
- 第四節、散兵の敵に對する處置
- 第五節、散兵線上に於ける動作
- 各個散兵附録

携帶士官手簿

定價金參拾錢 郵税金六錢

右は久しき携帶式を廢して机上式のみを爲したるに近時往々にして携帶式の要求あるを以て今回發行することとなり而して携帶式は左の諸表を有す、
入警前身上明細表、一ヶ月の教練時間及勤務事故の自叙、射擊、銃劍術、器械操、學科、術科、性能、中尉用として製作したるものに付中隊長特務曹長の爲には二冊使用の必要あり製本は堅牢なり

携帶班長手簿

定價金參拾錢 郵税金六錢

右も亦久しき携帶式を廢して机上式のみを爲したるに今般机上式と共に併せて發行することとなり而して携帶式は左の諸表を有す、
學科、術科、定表、基本射擊成績表、應用射擊成績表、勤務事故調表、教練勤務及事故調表、教練回數表、

携帶上等兵手簿

定價金拾錢 郵税金貳錢

右は今回始めて發行したるものにして左の諸表を有す製本堅牢なり
學科、術科、定表、距離測量表、基本射擊成績表、射擊、銃劍術、器械操、考科、修理品表、
右各手簿は職に應實熟誠なるの士の必携品なり

●大聖二宮公 幼年の巻

定價 金 參拾
 但二冊以上郵税不要

右は婦女兒童等に人道を知らしめんが爲の著作也兒女に對して適當なり

第一	降誕時	第二十九	母の病死	第三十六	茶話會
第二	公の母	第三十	父の早世と公	第三十七	一俵の米も一粒も
第三	幼時の家庭	第三十一	公の眞相	第三十八	け成り富山へも
第四	父の學問	第三十二	公の眞相	第三十九	若者との優劣論
第五	父の學問	第三十三	公の眞相	第四十	若者との優劣論
第六	父の學問	第三十四	公の眞相	第四十一	若者との優劣論
第七	父の學問	第三十五	公の眞相	第四十二	若者との優劣論
第八	父の學問	第三十六	公の眞相	第四十三	若者との優劣論
第九	父の學問	第三十七	公の眞相	第四十四	若者との優劣論
第十	父の學問	第三十八	公の眞相	第四十五	若者との優劣論
第十一	父の學問	第三十九	公の眞相	第四十六	若者との優劣論
第十二	父の學問	第四十	公の眞相	第四十七	若者との優劣論
第十三	父の學問	第四十一	公の眞相	第四十八	若者との優劣論
第十四	父の學問	第四十二	公の眞相	第四十九	若者との優劣論
第十五	父の學問	第四十三	公の眞相	第五十	若者との優劣論
第十六	父の學問	第四十四	公の眞相		
第十七	父の學問	第四十五	公の眞相		
第十八	父の學問	第四十六	公の眞相		

●入營者必携

定價 金 貳拾錢
 但二冊以上郵税不要

右は入營前に軍人精神を與へんとするに在るを以て入營者に對して適當なり

勅諭	目次摘要	軍人精神の掟	神を尊敬すべし
新兵の覺悟	伯爵 寺内大將	伯爵 寺内大將	子爵 川村大將
軍人の信仰	伯爵 乃木大將	勅諭と讀法との關係	男爵 中村中將
信仰 伯爵 伊東元帥	勅諭 東郷大將	入營者及父兄の心得	精神教育の必要
軍人の精神	勅諭 伯爵 東郷大將	附 第一師團司令部	服從 山口大將
勅諭 講義 男爵 中村中將			練兵 村田中將
			軍人と忠實熱心 林少將
			子爵 大島大將
			橋中佐遺訓

勅諭

定價 金拾五錢
但二册以上郵税不要

右は今回陸軍省の謄本を借り受け
厳密なる校正の上發行する事
と爲せり約美濃紙二折大のもの
にして菊の金の浮模様を附し絹
糸を以て綴りたる美本也
各地分會 中隊 及軍人の家庭用
等に適當なるものなり

○登錄武士道手巾

至誠、忠孝、義勇の文字を櫻曲玉劍等の模様の中に現はしたるものなり

武士道あせふき 一枚 金五錢(四枚以上) 郵税 不要

(綿質木綿大さ曲尺横一尺六寸縦一尺一寸)

武士道手拭 函入金貳拾五錢(郵税) 函なし金貳拾參錢(不要)

(模様は手拭に限り之を横に三分したる者也故に三筋重組す)

武士道風呂敷 一枚 金五拾錢 郵税 不要

(メリンス牡丹色曲尺二尺四寸方形)

武士道袱紗 一枚 金壹圓五拾錢 郵税 不要

(羅緞友禪染曲尺約一尺四寸方形)

但右物品は往々途中紛失の憂有之候に付確實を望まらるる方は書留料七錢を添へらるべし

新刊

陸軍歩兵大尉林吉彦氏著

新兵教育方案

定價 金五錢
郵稅 金貳錢

目次

緒論
散兵各個教練教育方案

第一習會 第二習會 第三習會
第四習會 第五習會 第六習會
第七習會 第八習會
步哨教育方案

第一習會 第二習會 第三習會
第四習會 第五習會 第六習會
第七習會 第八習會
斥候教育方案
結論

右は軍事新報紙上へ連載したる所今回増補訂正の上發行致候也

明治四十二年二月八日 印刷

明治四十五年十一月十七日 發行

第四、步哨教練與附
定價 金拾錢
郵稅 金貳錢

著者 洛陽生

發行者 高橋靜虎
東京市四谷區片町十二番地

印刷者 遠藤廉治
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地

印刷所 公木社
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地

東京市四谷區片町十二番地

發行所 軍事教育會

電話國番町六百九十四番
振替口座東京四〇五四番

266

824

